

# 認知症施策の総合的な推進

令和元年11月14日  
厚生労働省老健局

## 現状

### 1. 介護保険事業（支援）計画の記載

- 介護保険法においては、認知症施策について、介護保険事業（支援）計画に関連して、以下のように規定されてきた。
  - ・第5期：介護保険事業計画の任意記載事項として「認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項」の規定が設けられた（第117条第3項）。
  - ・第6期：地域支援事業の包括的支援事業の一つに、認知症総合支援事業が位置付けられた（第115条の45第2項第6号）。
  - ・第7期：平成27年に策定された「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～」（以下「新オレンジプラン」という。）の内容を踏まえた法改正が行われた（第5条の2）。また、地域支援事業の認知症総合支援事業について、都道府県の市町村への支援が努力義務化され、都道府県の介護保険事業支援計画への任意記載事項とした（第115条の45の10第3項、第118条第3項第5号）。
- また、これらの改正内容に合わせて、各期における基本指針（※）においても、市町村・都道府県の事業（支援）実施のための基本的事項や、計画の記載事項について、改正が行われてきた。  
（※）「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（厚生労働大臣告示）。市町村・都道府県は同指針に即して計画を策定。
- こうした中、本年6月に「共生」と「予防」を柱とする「認知症施策推進大綱」（以下「大綱」という。）がとりまとめられ、チームオレンジの取組、ピアサポーターによる本人支援の実施や、認知症予防に資する可能性のある活動の推進等の新規・拡充施策が盛り込まれた。

### 2. 他の計画等との関係

- 自治体は、介護保険事業計画以外にも、認知症高齢者に関係する計画等を定めており、一体的作成や整合性の確保、互いに調和（※）を図りつつ、施策を推進してきた。
- ※ 介護保険法上、老人福祉計画と一体的作成が義務づけられているほか、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく市町村計画との整合性の確保、地域福祉計画、高齢者居住安定確保計画等、要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項と調和を図ることとされている。
- 大綱においては、まちづくり、交通、消費生活、成年後見など幅広い施策が盛り込まれている。これらの中には、自治体が計画や構想を策定して推進しているものもある。

## 現状

### 3. 介護保険法第5条の2

- 平成23年介護保険法改正で、認知症の人への適切なサービス提供等を支援するため、調査研究の推進及び人材の確保・資質の向上に係る努力義務規定が盛り込まれた。また、平成29年改正では、新オレンジプランの策定を踏まえ、認知症施策の基本的な考え方として、認知症に関する知識の普及・啓発、心身の特性に応じたリハビリテーション、介護者支援等の施策の総合的な推進、認知症の人及びその家族の意向の尊重等が新たに盛り込まれた。
- 大綱で柱としている「共生」については、当該規定が新オレンジプランの趣旨を踏まえた規定であり、「共生」を実現するための施策等は盛り込まれているものの、「共生」という考え方自体は明確に記載はされていない。また、「予防」については「認知症の予防に関する調査研究の推進とその成果の活用」について規定されている。
- また、第5条の2には認知症について規定した箇所がある。介護保険法では、制度創設時は「痴呆対応型共同生活介護」として「痴呆」が規定されたが、特段の定義はされていなかった。平成17年介護保険法改正において、「痴呆」の用語が「認知症」に置き換えられたことに伴い、当時は用語として定着していなかった認知症の内容を記載し、法律上位置づけた。現在の第5条の2に規定する認知症の内容は、平成17年当時から変更されていない。  
一方、認知症に関する診断基準は変遷してきている。

### 委員からの主な意見（R1.9.13 介護保険部会）

- ・ 新オレンジプランでは、家族支援が1本の柱として掲げられていたが、大綱では介護負担軽減の推進というような1行のみとなっている。また、認知症カフェが家族支援の重要な柱のように挙げられている印象だが、相談窓口があるだけでは支援とは言えない。家族支援をもう少し具体化すべきではないか。
- ・ 認知症サポーターが認知症の方に対し、実際に支援、行動できるような方策を検討すべき。
- ・ 認知症サポーターの質の向上のための更なる研修が必要ではないか。
- ・ 認知症の行方不明者が増加しており、認知症サポーターがそのような場面でも活躍できるような取組が必要ではないか。
- ・ 認知症サポーターに関する好事例の横展開を積極的に実施すべき。
- ・ 認知症サポーターの全国の活動事例を共有すべき。
- ・ 企業・団体での研修等で認知症の理解を深めるための情報提供の強化を図るべき。
- ・ グループホームにおける運営規模の拡大のため、ユニット数の拡大を検討すべきではないか。
- ・ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等の窓口を明確化すべき。
- ・ 社会参加支援、権利擁護対策を重点化すべき。
- ・ 認知症は原因が解明されていないため、予防への方策の検討を今後進めるべきではないか。
- ・ 創薬の研究開発への支援を強化すべきではないか。
- ・ 優れた血液バイオマーカーが実用化されており、今後発症予防のさらなる推進も検討すべき。
- ・ 民間のサービス・製品の開発、研究への支援を実施し、また予防の研究を引き続き実施していくことが重要である。
- ・ 認知症に関連する計画を介護でみるのか医療でみるのかという縦割りがあつた。自治体の負担はあるが、認知症については、計画を一本化するような形でよいのではないか。
- ・ 認知症基本法案においては、市町村は認知症施策の推進計画を策定することとなっているが、計画の一体作成等により、市町村の事務負担軽減に配慮すべき。

## 論点

### 〈介護保険事業（支援）計画の記載〉

- 介護保険法上、介護保険事業計画における記載事項として、「認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項」と規定されているが、大綱を踏まえ、認知症施策を総合的に推進していくことについて記載事項に位置づけてはどうか。
- さらに、その詳細を定める基本指針において、大綱の柱である「共生」や「予防」の考え方や新しい施策（チームオレンジ等）等の取組を自治体が着実に推進していくために、基本的事項や計画の記載事項に大綱の考え方や施策を明確に位置づけてはどうか。

### 〈他の計画等との関係〉

- 自治体が定める認知症が関係する他の計画の作成については、施策の効果的な推進や自治体の負担等の観点から、第8期介護保険事業（支援）計画においても、一体的な作成や互いに調和を図ることなどを引き続き図っていくこととしてはどうか。  
また、大綱に盛り込まれているまちづくりや交通等の幅広い施策において、介護保険事業計画との連携を図っていく必要があるのではないか。

### 〈介護保険法第5条の2〉

- 介護保険法第5条の2（認知症施策の推進に関する規定）は、新オレンジプランの考え方を踏まえて規定されているが、大綱を踏まえ、その考え方や施策を位置づけることについて、どのように考えるか。例えば、「共生」の考え方を明確に規定することや、地域における支援体制の整備について規定すること、予防に関する調査研究について規定を充実させることなどが考えられるが、どうか。
- 介護保険法第5条の2における「認知症」の規定について、これまで医学の診断基準が変遷しており、今後も医学の進歩に伴って診断基準が変わる可能性があることも踏まえ、どのように考えるか。